

浜松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の規定に基づき実施する指導監査について、必要な事項について定めることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適切かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第2条 この要綱による指導監査の対象は、別表第1に掲げる特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び乳児等通園支援事業並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）とする。

(指導監査の実施機関)

第3条 指導監査は、こども家庭部こども若者政策課が実施するものとし、指導監査班には、同課の職員をもってあてる。

2 前項に規定する指導監査班には、必要に応じて関係課等の職員を加えることができる。

(指導監査方針等)

第4条 指導監査は、児童福祉法第34条の17、子ども・子育て支援法第14条第1項（第30条の3、又は第30条の13において準用する場合を含む。）、第38条、第50条（第54条の3において準用する場合を含む。）、第56条及び認定こども園法第19条の規定に基づき、特定教育・保育施設等の設備及び運営についての基準等の遵守状況を検査するとともに、施設型給付費等及び施設等利用費について、必要な検査を行う。

2 指導監査は、関係法令、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針及びこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 こども家庭部こども若者政策課長（以下「課長」という。）は、指導監査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針

(2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた指導監査年間計画

4 前項第2号の指導監査年間計画は、第1号様式により作成する。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査は、前条第3項第2号に規定する指導監査年間計画に基づいて定期的に実施する指導監査とする。

3 特別監査は、次に掲げる事項に該当する場合に実施する指導監査とする。

(1) 子ども・子育て支援法第39条、第40条、第51条（第54条の3において準用する場合を含む。）、第52条（第54条の3において準用する場合を含む。）、第58条の

9及び第58条の10に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められた場合

- (2) 施設型給付等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合
 - (3) 次条第2号に規定する実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
 - (4) 次条第2号に規定する実地指導中に施設型給付費等及び施設等利用費の請求に不正又は著しい不当が認められた場合
 - (5) 死亡事故等の重大事故が発生した場合
 - (6) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (一般監査の方法)

第6条 一般監査は、次に掲げる形態を基本として、関係法令及び国から発出される通知等に基づき実施することとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等に対して、法令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導 特定教育・保育施設等に対して、立ち入りにより、関係者への質問等を行うとともに、必要と認める場合、法令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(特別監査の方法)

第7条 特別監査は、特定教育・保育施設等に対して、立ち入りにより、関係者への質問及び帳簿書類その他の物件の検査を随時適切に行うものとする。

(指導監査班)

第8条 指導監査班は、班員2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則副主幹以上の職にある職員とする。

(指導監査の通知)

第9条 指導監査の実施に当たっては、対象となる特定教育・保育施設等に対し、第2号様式により、指導監査の実施日時、指導監査職員の氏名、指導監査の実施場所その他指導監査の実施に必要な事項をあらかじめ通知するものとする。ただし、特別監査については、この限りではない。

- 2 特定教育・保育施設等のうち、保育所について、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第20条及び児童福祉法第46条の規定に基づき健康福祉部福祉総務課が実施する指導監査と併せて実施する場合は、健康福祉部福祉総務課の通知と併せて行うことができる。

(実施上の留意事項)

第10条 指導監査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるように配慮するものとする。

- 2 指導監査の過程においては、責任者を中心に事情聴取や十分な意見交換を行い、一方的

判断を押し付けることのないように留意するものとする。

3 指導監査の結果、問題点を認めたときは、発生原因の究明に努めるものとする。

(講評、口頭指示、協議及び意見交換)

第11条 指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員に出席を求めてその結果について講評し、改善が必要な事項を口頭で指示するものとする。

2 指導監査職員は、改善が必要な事項その他の問題点について関係者の理解を求め、その発生原因と是正改善の方法について協議し、又は意見交換を行い、併せて特定教育・保育施設等としての意見又は要望を聴取するものとする。

(指導監査結果の作成)

第12条 指導監査職員は、指導監査終了後、速やかに指導監査結果について復命書(第3号様式)を作成するものとする。

(指導監査結果の指示及び確認等)

第13条 課長は、指導監査の結果、次に掲げる基準等に基づき指導を要すると認められる事項については、特定教育・保育施設等に対し、第4号様式により、その内容及び改善方法を具体的に指示し、当該特定教育・保育施設等に対して、期限を定め、第5号様式による是正改善の報告をさせるものとする。ただし、第9条第2項の規定により、特定教育・保育施設等のうち、保育所について、健康福祉部福祉総務課が実施する指導監査と併せて実施した場合は、健康福祉部福祉総務課から当該保育所に対して通知するものとする。

(1) 改善指導(文書指摘事項)

ア 設備運営基準等の違反がある場合(職員や居室面積の未充足等)

イ 設備運営基準等に沿った運営がなされていない場合

ウ 特定教育・保育施設等の会計管理が不適切(多額の過誤請求、会計処理上の問題が多発)な場合

エ 当該年度の重点事項に関するもの

オ 施設型給付費等の返還を伴うもの

カ 前回助言指導事項で改善が認められない場合

キ その他、特定教育・保育施設等の運営に重大な影響があると判断できるもの

(2) 助言指導(口頭指摘事項)

改善指導(文書指摘事項)以外のもので、特定教育・保育施設等の適切な運営、利用者の適正な処遇等を確保する上から必要な事項を助言により指示をしておくことが適当と判断できるもの。

(3) その他

前2号以外の軽微なものについては、現場指導を行うものとし、軽微か否かの判断については、指導監査職員が判断するものとする。

2 前項に規定する是正改善の報告がされない場合又は報告の内容で改善されたことが確認できない場合は、個々の実情に応じ、効果的かつ実施可能な指導を実施し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導を実施するものとする。

3 前項に規定する指導を実施しても改善が図られない場合等は、特別監査その他関係法令に基づき必要な措置をとることができる。

(改善指導に対する是正改善報告)

第14条 課長は、特定教育・保育施設等から前条第1項に規定する是正改善の報告があったときは、改善指導及び助言指導に対する是正改善の状況をこども家庭部長(以下「部長」という。)に報告するものとする。

2 課長は、前項に規定する報告のうち、必要があると認める場合は、関係課長等へ情報提供するものとする。

(死亡事故等重大事故が発生した場合の留意点)

第15条 課長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 検証結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認すること。

(2) 検証の結果については、今後の指導監査に反映させること。

(管理台帳)

第16条 課長は、特定教育・保育施設等の現状及び過去の指導監査状況を把握し、効果的な指導監査を行うために、特定教育・保育施設等指導監査における指導・是正改善一覧(第6号様式)の管理台帳を作成し、指導監査終了後、必要事項を記載し、整備するものとする。

(実施報告)

第17条 課長は、指導監査の実施結果を、年度終了後、部長に報告するものとする。

(結果の公表)

第18条 課長は、指導監査の結果及び是正改善の状況については、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、特定教育・保育施設等の健全な経営を促進し、当該特定教育・保育施設等が提供する教育・保育サービスの質の向上を図るため、指導監査実施年度の翌年度9月を目途に市ホームページに掲載し公表するものとする。

2 前項に規定する公表の情報は、次に掲げるものとする。

(1) 特定教育・保育施設等の種類及び名称

(2) 改善指導の内容(第14条第1項第1号に規定する改善指導(文書指摘事項))

(3) 改善状況

3 前項第3号の改善状況の判定時期は、公表年度の8月末日を基準日とする。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

指導監査の対象	根拠法令
認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	認定こども園法第19条
子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第14条第1項、第38条及び第56条
児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	—
子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第14条第1項、第38条及び第56条
児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、乳児等通園支援事業	児童福祉法第34条の17
子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者、子ども・子育て支援法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者	子ども・子育て支援法第14条第1項（第30条の13において準用する場合を含む。）、第50条（第54条の3において準用する場合を含む。）及び第56条
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園	—
子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第14条第1項、第38条及び第56条
子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項及び第58条の8第1項

第1号様式（第4条関係）

年度 特定教育・保育施設等 指導監査年間計画

月	区分		対象施設・事業者名	施設数
	根拠法	施設体系		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長
(公 印 省 略)

年度 特定教育・保育施設等の指導監査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり、立入調査を実施しますので通知します。

記

- 1 対象事業所・施設名
- 2 実施日時 年 月 日（ ） 時 ～ 時
- 3 立入根拠法
- 4 監査担当職員
- 5 事前提出資料 (1) 提出資料 指導監査資料
(2) 提出期限 年 月 日
(3) 提出方法
(4) 提出先
- 6 当日準備資料
- 7 その他

第3号様式（第12条関係）

年度 指導監査復命書

施設・事業者名		事業の 種類	
所在地		立入 根拠法	
実施年月日			
監査担当職員			
施設・事業者側 対応者			
現況			
区分	指摘事項		
文書指摘事項			
口頭指摘事項			
助言事項			
前回指摘事項 の改善状況			

第4号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長 印

年度 特定教育・保育施設等の指導監査実施結果について（通知）

年 月 日に実施した指導監査の結果について、下記のとおり通知します。

文書指摘事項は、法令（準拠すべき法令、通知等）に抵触している事項です。是正・改善の具体的計画を策定の上、第5号様式により 年 月 日（※本通知施行の日から1か月後程度）までに報告してください。

なお、口頭指摘事項は、施設及び事業の適正な運営・利用者の適正な処遇等を確保する上から是正及び改善が必要な事項です。速やかに改善し、第5号様式により報告してください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、子ども・子育て支援法に基づく措置をとる場合があることをあらかじめ申し添えます。

記

1 特定教育・保育施設等（特定地域型保育事業）

（1）文書指摘事項

（2）口頭指摘事項

2 特定子ども・子育て支援施設等

（1）文書指摘事項

（2）口頭指摘事項

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

あて先 浜松市長

事業者・施設名

代表者職氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

年度 特定教育・保育施設等の指導監査結果に係る是正又は改善の報告について（通知）

年 月 日付け 浜ここ第 号により通知のあったことについて、下記のとおり報告します。

記

1 文書指摘・口頭指摘の区別及び是正又は改善を要する事項	2 是正又は改善の具体的内容	3 是正又は改善実施日
1 特定教育・保育施設等 （特定地域型保育事業）		年 月 日
2 特定子ども・子育て支援施設等		

※是正又は改善状況のわかる書類等を添付してください。

第6号様式（第16条関係）

年度 特定教育・保育施設等 指導監査における指導・是正改善一覧

NO.	施設名	監査実施 年月日	指導監査 職員	指導事項	改善 状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					